

吸収分割に係る事前開示書面

(会社法第 782 条及び会社法施行規則第 183 条に基づく開示事項)

東京都千代田区丸の内二丁目 3 番 1 号

三菱商事株式会社

代表取締役社長 小林 健



1. 吸収分割契約の内容

別添の吸収分割契約書をご参照ください。尚、吸収分割の要旨は次のとおりです。

(1) 吸収分割の当事会社

・吸収分割株式会社

商号 三菱商事株式会社

住所 東京都千代田区丸の内二丁目 3 番 1 号

・吸収分割承継株式会社

商号 三菱商事石油株式会社

住所 東京都千代田区丸の内二丁目 2 番 1 号

(2) 吸収分割効力発生日

平成 27 年 10 月 1 日

2. 会社法第 758 条第 4 号に掲げる事項についての定め相当性に関する事項

当会社は、本件分割に際して、承継会社から新株及び分割交付金等の対価の交付を受けません。
また、承継会社において、資本金及び準備金の額は変動しません。

3. 吸収分割承継株式会社に関する事項

(1) 最終事業年度に係る計算書類等の内容

別添の計算書類等をご参照ください。

(2) 最終事業年度の末日後の日を臨時決算日とする臨時計算書類等があるときは、当該臨時計算書類等の内容

該当事項はございません。

(3) 最終事業年度の末日後に重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象が生じたときは、その内容

平成 27 年 10 月 1 日付で、エムシー・エネルギー株式会社（東京都千代田区内幸町一丁目 2 番 2 号）との間で、吸収分割承継会社を存続会社とする吸収合併を行う予定です。

4. 吸収分割株式会社において最終事業年度の末日後に重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象が生じたときは、その内容
該当事項はございません。

5. 吸収分割が効力を生ずる日以後における吸収分割株式会社の債務及び吸収分割承継株式会社の債務の履行の見込みに関する事項
本吸収分割が当会社並びに吸収分割承継株式会社の債務の履行に支障となる要因はございません。

6. 吸収分割契約等備置開始日後吸収分割が効力を生ずる日までの間に、前各号に掲げる事項に変更が生じたときは、変更後の当該事項
変更がありましたら、ただちに開示いたします。

7. 備置記録

・平成 27 年 7 月 6 日 作成、備置開始

以上